

平成29年10月20日

会 員 各 位

函 館 東 商 工 会  
会 長 中 市 敏 樹

【伴走型小規模事業者支援事業】  
共同広告事業実施に係る掲載企業の募集について

謹啓 時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より商工会活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当地域を取り巻く環境は、依然として消費購買人口の減少や事業者の高齢化・後継者不足があり、さらには海産物の記録的な不漁により、主産業である水産業が極めて振るわず、地域経済の閉塞感を煽ってしまった状況にあります。

このような状況の中、地域外に向けて自店の主力商品や新商品等をPRすることで販路拡大を図ることが必要であることから、当会では、伴走型小規模事業者支援事業を活用した年末年始向けの共同広告を作成・発行することといたしました。

つきましては共同広告への掲載希望事業所を下記の要領で募集いたしますので、希望される事業所は、期日までに商工会へお申込み下さいますようお願い申し上げます。

記

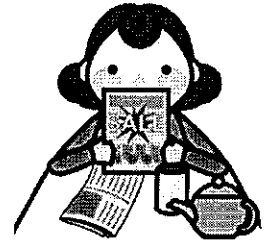
1. 内 容 別紙チラシのとおり
2. 申 込 み 別紙チラシ裏面に必要事項を記入のうえ、画像等とともに  
10月31日(火)までに当会へお申込み願います。  
※先着15事業所までとなっておりますので、お早めにお申し込みください。
3. レイアウト 別紙B4サイズの広告イメージとなります。
4. 運用要綱 別紙
5. アンケート 本事業にお申込みされた事業所には、事業終了後、別紙アンケートへの回答に協力していただきます。

# 〈募 集〉 商工会共同広告事業

## 年末年始に向けてPRしませんか

地域内事業所の販売促進支援として「共同広告」を発行します。

B4カラー両面の紙面に広告マスを設けて、北海道新聞へのチラシ折込み（函館市全域）でPR活動を行います。



ポイント  
**1**

函館市内全域へ  
新聞折込みで幅広くPR  
することが出来ます！



ポイント  
**2**

商工会が発行するから  
低予算で参加することが  
出来ます！



ポイント  
**3**

年末年始に向けて  
商品やサービス、イベント  
告知が出来ます！

- 時 期 平成29年12月上旬折込み
  - 方 法 函館市内の北海道新聞購読世帯（約63,000世帯）へのチラシ折込み。
  - 様 式 B4版フルカラー両面印刷に最大15の広告コマ  
1コマは縦8cm×横11.5cm程度
  - 対象企業 函館東商工会地域内の商工業者で、事業終了後にアンケートに協力できるもの（会員・非会員、小規模事業者か否かは問いませんが、掲載料金が異なります。）
  - 掲載内容 ①主力商品・主力サービスのPR、②新商品・新サービスのPR、③特売日の告知、④本チラシ持参による割引、粗品提供等の情報、⑤その他
  - 掲 載 料  
小規模事業者（会員・非会員） 2,000円（伴走型小規模事業者支援推進事業補助金使用）  
小規模事業者以外（会員） 10,000円  
"（非会員） 36,000円（実費相当額）
- ※料金は税込で、申込み時に申し受けます。  
※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は、5人）以下の商工業者を指します。  
※原則1事業所1コマ  
※コマの配置は商工会にお任せいただきます。
- 締 切 り 平成29年10月31日（火）必着（先着15事業所）
  - 申 込 み 裏面様式により、お近くの函館東商工会本所・支所にお申込みください。  
※数点の画像や地図の掲載も可能です。写真やデータをご提供ください。

お申込みは裏面にご記入の上、お近くの商工会までお願いします。

お問い合わせ  
お申込みは  
こちらまで！

恵 山 本 所  
(えさん小学校よこ)  
TEL 0138-25-3407  
FAX 0138-25-5788

南 茅 部 支 所  
(函館市南茅部支所内)  
TEL 0138-25-3407  
FAX 0138-25-5788

函館東商工会 御中

## 『商工会共同広告』掲載申込書（兼同意書）

別紙運用要綱に同意し、当該サービスの利用を申込みします。

平成 年 月 日

事業所名

代表者氏名

印

判 定	・ 小規模事業者（会員・非会員）	2,000円
〔いずれかに○を付して下さい〕	・ 小規模事業者以外（会員）	10,000円
	・ 小規模事業者以外（非会員）	36,000円

掲載を希望される内容をご記入願います。

タイトル／

企業PR／

商品PR等①／

画像データは、ある ない（写真撮影を、希望する 希望しない）

商品PR等②／

画像データは、ある ない（写真撮影を、希望する 希望しない）

※商品PR①②には主な商品（サービス）の名称や宣伝文句、料金等をご記入ください。

※商品PR等①を大きく掲載したい場合は、商品PR等②の記載は不要です。

企業名／

電話番号／

住所／

営業時間／

定休日／

ホームページURL／

※画像データは商工会へお持ち込みいただくか、次のアドレスへ送信願います。

データ送信先→ [y.ise@shokokai.hokkaido.jp](mailto:y.ise@shokokai.hokkaido.jp)

※字数や情報量が多く記載が困難な際は、印刷業者と相談になります。

※1コマのサイズは、縦8cm×横11.5cm程度を予定しております。なお、レイアウト等の関係でサイズが変動する場合がありますので、ご容赦願います。

※写真撮影（無料）を希望される際は、当会が指定する日時となりますので、ご理解願います。

# 広告イメージ

B4 表4色裏4色 パル 42.5kg

【表面】

背景は地域の風景写真(フォトコンテスト受賞作品)

伴走型小規模事業者支援推進事

**奥座敷「函館東部(戸井・恵山・椴法華・南茅部)」へGO!**  
年末年始は函館東部のお店で得しよう!!

発行者:函館東商工会 函館市中浜町79番地 ☎(0138)83-3221

①	②	③
④	⑤	⑥

364mm

257mm

【裏面】

⑦	⑧	⑨
⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮

364mm

257mm

## 商工会共同広告事業 運用要綱

函館東商工会

1. この事業は、函館東商工会地域内の複数の小規模事業者等が自店の主力商品（サービス）や新商品（サービス）を1枚のチラシ折込に共有して掲載し、地域内外に情報発信することで販路拡大が図られ、事業の発展に資することを目的として実施する。
2. この事業は、非会員事業所の利用を認める。
3. この事業は、(株)北海道新聞社の新聞折込チラシに小規模事業所等の販売促進のための記事を共同で掲載するものであり、掲載する記事の内容及び作成責任を有する事業所などに対して信用を供与するものではない。尚、下記事項を遵守するものとする。
  - (1) 単なる事業所の紹介（PR）に関するものや、通常の営業活動となっていないこと  
(商品・サービスの名称も宣伝文句も付記されていないものは認められない。)
  - (2) 公序良俗に反しないこと
  - (3) 関係法規に違反しないこと
  - (4) 政治性、宗教性がないこと
  - (5) 虚偽、または誤認される恐れがないこと
  - (6) 他の会員、消費者への不当な不利益を与える恐れがないこと
  - (7) その他、当該サービスの運用上、不適当な事項がないこと
4. 掲載する記事の内容については、事前に原稿を添えて申し込みをするものとし、前条に反する或いはその他の理由により不適当と認められる場合、本事業を利用することはできない。  
尚、折込み実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることがある。
5. チラシ広告の内容に関する責任は一切、広告主に帰属する。
6. この事業に関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該事業により生じた取引上のトラブル等について、函館東商工会は一切責任を負わない。
7. 新聞折込チラシの基準サイズはB4とする。尚、掲載限度コマ数は15事業所を上限とし原則、1事業所1コマまでとする。
8. 申込期日は、平成29年10月31日（火）までとし、先着順とする。
9. 新聞折込チラシに掲載する原稿は、申込期日までに函館東商工会へ提出する。もし定める期日までに提出が間に合わない場合は、いかなる理由においても掲載はできない。

10. 申込期日を過ぎてからのキャンセルについては、いかなる理由であっても規定の料金を支払わなければならない。

11. 掲載料金は、次のとおりとする。また、支払いについては、申込み時に申し受ける。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 小規模事業者（会員・非会員） | 2,000 円  |
| (2) 小規模事業者以外（会員）   | 10,000 円 |
| (3) 小規模事業者以外（非会員）  | 36,000 円 |

12. 掲載事業所は事業終了後、本事業への評価を行うために、掲載による効果等に関するアンケートを平成30年2月1日から2月9日までの間に、商工会へ提出しなければならない。尚、本アンケートへの協力ができない場合は、今後、本事業への申込を拒否することがある。

13. この運用要綱に同意した場合は、別紙同意書に署名押印の上、原稿を添えて、平成29年10月31日（火）までに商工会宛申し込みすること。